

帯広市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第17号

帯広市学校給食センター条例の一部を改正する条例

帯広市学校給食センター条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「51,090円」を「60,450円」に、「262円」を「310円」に、「63,375円」を「75,855円」に、「325円」を「389円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。